

～令和3年度 雲仙市危険ブロック塀等除却支援事業のご案内～

## ブロック塀などの撤去費用の一部を補助します！



過去の地震では、ブロック塀などの倒壊により尊い命が失われた事例が発生しております。また、倒れた塀が道路をふさぐことにより、避難や救助活動に支障をきたす恐れもあります。

事故が起きた際には、所有者の責任を問われることもありますので、安全確保のため、危険なブロック塀などの撤去をお考えの方は、本事業をぜひご活用ください。

### 補助対象となるブロック塀等

- 通学路や避難路・避難地に面するブロック塀等及び門柱で、ひび割れや傾きなどがあり、危険な状態にあるもの（概ね1 m以上の高さがあるもの）
- ※ブロック塀等とは…コンクリートブロックを積み上げ、鉄筋で補強されている「補強コンクリートブロック造」の塀、レンガや石・ブロックなどを積み重ねて造る「組石造」の塀が対象となります。（フェンスなどとの混用含む）

### 補助内容(千円未満は切り捨て)

- 撤去費用の3分の2とブロック塀等の面積に1平方メートル当たり1万円を乗じた額を比較して少ない方の額（上限5万円）
- ※住民税非課税世帯の方が、通学路に面したブロック塀等を撤去する場合は、撤去費用の全額とブロック塀等の面積に1平方メートル当たり1万円を乗じた額を比較して少ない方の額（上限20万円）

### 申請受付期間

- 令和3年12月24日（金）まで（予算がなくなり次第終了します）

### 注意事項 ※下記以外にも要件があります。

- 申請される前に建築課までご相談ください。  
補助対象となるか否かを事前に現地確認します。
- 市税の未納がある場合は補助金の交付が制限されます。
- 補助金交付決定前に工事契約や工事着手された場合は補助の対象となりません。
- 令和4年2月末までに撤去を完了してください。

### 【問い合わせ先】

雲仙市役所 建設部 建築課(吾妻庁舎別館2階)  
☎0957-38-3111